

757 培審法制定祝賀会席上に於ける江木博士の演説

〔『法学新報』第33卷6(378)号 大正12年6月1日〕

○培審法制定祝賀会席上に於ける江木博士の演説 日本弁護士協会は去る四月二十一日上野精養軒に於て培審法制定に関し最も尽力せられたる穂積陳重、江木衷、磯部四郎、花井卓藏、原嘉道、横田千之助、高木益太郎、鵜澤聰明の諸氏を功労者として招待し盛大なる祝賀会を開催せり、今左に当日弁護士協会より江木博士に贈呈せる表彰状及之に対する同博士の演説を掲ぐべし

表彰状

立憲政治の要諦は、国民をして、均等に諸般の政務に参与せしめ、各其責任を尽すの自由と機会を与へ、以て民意を暢達し、其処を得しむるに在り

法律は国家の精神にして、裁判は社会良心の発露たり、以故培審制度に依るにあらずんは眞に民権を伸張し、正義人道を樹つる所以の道に非すと信し、吾日本弁護士協会は、民論を負ひ、多年培審制度を唱道し、今や其確立を見たるは、邦家のため歓喜に勝へざる処なり、弁護士法学博士江木衷君は、吾協会員にして、学深く、資性玲瓏豁達、夙に培審制度の必要を唱ふ、其初め培審制度を説くや人の之を解するもの尠なく、時に傍人の妄評に耐へ、猛烈なる反対

に遇ひて屈せず、一層旺なる氣魄を以て之に賛り、或は同志と論理を検討し著述を公にし、或は民謡に物し、戯曲を作り、又は講演に談話に、事に臨み折に触れて能く民論を啓き、政府を説き、一身の毀譽褒貶を顧みず、其半世を陪審制度の樹立に捧ぐ、博士の温容春風の如し、而かも一度陪審制度に及ぶや、諄々として説き來り論し去り倦む処を知らす、人をして凜然として心形共に肅さしむ、曩に政府か臨時法制審議会に陪審法案を附議するや、博士亦挙げられてその員に列し能く同僚と協調して其職責を全ふしたり、如斯にして民論を興し廟議を動かし漸くにして、茲に此大法典樹立せらる、是實に博士の誠心尽瘁の致すところ、其功労や偉大なりと云ふへし

我日本弁護士協会は、此機に際し、総会の議を以て、深く其功績を謝し、博士の肖像を建立し、以て其功業を永世に顕照せんとす

大正十二年四月二十一日

日本弁護士協会

江木博士の演説

諸君、私は諸君が陪審法発布の祝賀会を開くとの御通知に接して此處に出席致しました。諸君と共に祝賀を表せんと思ふたのである。然るに其後間も無く此会で私をも歓待する云ふ意味の御手紙が参りましたは實に私の意外とする所である。私は何も斯の如き御歓待を受くべき功労も無ければ価値もない。今日陪審法の実現を見るに至つたのは皆諸君の御力によるのである、皆諸君の奮闘努力の賜であ

る。私も諸君の驥尾に附して陪審制度に賛成は致しましたが私は単に諸君の下働きを致したに過ぎません。唯唯私は私の心中で正直に眞面目に下働きの御役を始めたと云ふ信念丈があるのであります。素より私は之が為めに政治界に乗り出す気にもならず又私は之が為めに実業社会に這入つて金持にならんとの野心も浮ばなかつた事は事実であります。是は私の消極的方面の生涯で功を以て自ら居ると云ふが如き大それた念慮は毛頭御座りませんことは諸君も御了解下されて居ると考えます。夫れどろか私は諸君に御詫せねばならぬ、御詫すると云ふ証文が諸君に差入れてある。何分にも古いことで諸君の方では已に御忘れになつて居ると思はれます。が未々二十年の時効に係つて居りませぬ。往往世に誤り伝へられて居る噂もありますから其事実理由を明かにするには私が下働きを致しました成行を申上ぐることとなりますが長々敷訥弁は此席上の御迷惑と存じますからホンの一端丈に止めます。

私が陪審制度の必要を感じましたは日露戦争が終局を告げた当時からの事で新聞雑誌に公にしたもののは別として爾來私の拙筆で物した著述を其年次から申しますと冷灰漫筆、山莊夜話、陪審制度談、國家道德論、理想の憲政、陪審制度理想觀、憲法と陪審制度、天祐と陪審制度、國体論其他と云ふ順序になりますが各々時勢の必要に促がされたものである

として詩歌文章を批評し元老其他の上流識者を相手にしたもので読者をして面白くおかしく読ませて置き知るか識らざるの間に陪審制度の必要に引摺り込まんとしたものでありました。殊に山莊夜話の如きは伊藤公が満洲旅行に御出発の前夜に印刷が出来上つたので是幸ひと直ちに同行の詩人槐南に托して公に呈し長き汽車中の徒然草としたので公が帰京早早陪審論を持出さんと待構へたが公は空しくハルピンの野の露と消え失せた。併し之が為めに陪審制度に対する公の意図も同行者から聽取して如何にも残念に思ひましたがスルト幾許も無く彼の幸徳事件が突発し其原因是陪審制度の無かりし事に在りと確信しましたので最早矢も楯もたまらず明治四十一年一月十二日山縣公を小田原に訪りました。是は近頃に至り偶然にも公が私に寄せられたる手紙が古机から発見されたので其月日が明了となつたのであります。然るに公は俺はサーベル一本で政治の事は解からぬと云ふのが公の口僻であつたので私は伊藤公が無くなつた以上公は伊藤公の役目を受けねばならぬ所以を力説して陪審制度の必要論に入り午前八時から午後三時に及んだ。右の手紙に「先日は御来庵被下緩緩高話拝承本懐之至に候」とあるは即其事で一時は激論に入らんとし私は公を怒らせんと通論したがソコが流石に老公怒られどころか事理の明了なるに及んで遂に快よく公の了解する所となつた。公は往往世に誤解せらるが如き頑強一天張の人物で無い。之を頑強と云ふは公は理想の実現力に富み一旦決心し

たる事は刀に掛けても之を実行せんとする武士氣質の抜くべからざるものであるが為めである。昼の食事が済むと談は直ちに実行方法に入つた。元來我憲法は欽定憲法と云ふ精神から朝野の元老を網羅し之を中心として委員会を組織せんとの計画で井上侯を会長に推し私は一書記の役を務めんと申出で公は自ら一委員たるべきを諾せられたるが当時幸徳事件の為め桂首相は将に内閣を投げ出す事と定まり居りたれば桂公には之を秘し桂公が愈々職を退きたる後に於て桂公をも一委員に加へんと一応の話が纏つて之に着手したが其後間も無く此事が新聞紙上に伝つた。事は已に敗れたのだ。私は公が之を洩したと邪推したと同時に公は私が之を洩したと疑はるるならんと邪推した、ソコで公が之を洩されたとすれば其人は必ずや伊東巳代治子ならんと思ひ一日子を永田町の邸に訪ひ閑談数時種種口裏を引いて見たが毫もソンな様子も無い。私も思案に暮れたが遂に之を洩したのは元老中の一人たることを確めた。私は直ちに其事を山縣公に告げ且曰く、今日の元老は国事を共にするに足らぬ。此上は国民の輿論を促すより外は無い。私は陪審制度の出来上る迄再び公に御目に掛るまいと断言した。私は私の疳瘍の余で静思した後自ら心に愧ぢたが駄も及ばぬが舌だ。併し此一時は終始私を励ます事となつたのでありました。其後素より家人も往来し私も信書の往復(マニ)はしだが一言も陪審制度の事に及んだものは無い。而かも山縣公も亦国家の一大事を忘るるもので無いと確信し私は只管面会

の時機の到るを待つて居たが一昨年の秋に至り山縣公に呈したのが国体論の一編である。此国体論は私が陪審制度に賛成するは近頃流行の「デモクラシー」にかぶれたもので無いことをも明にしたものだが公は病床に二日間も此草稿を熟読し大に安心せられたものか私に一書を寄せ是非此主意を貫徹せよと申来られたので非売品として之を印刷に付し知友先輩に頒つたのである。公の手紙の中に「論旨透徹主義明確誠に近來の卓説全然同意同感に不禁ものに有之候、茲に御厚志を謝し併て切に高説の徹底を希望致し候」とあるが即ち夫である。右の次第で私は十数年来私が公に致した一言を確守したが僅か一年有余の差で公の生前に面会を致しませんでしたが先日陪審法が議会を通過するや直ちに公の墓前に参じて香華を手向けましたが實に今昔の感に堪へぬ次第でありました。於是御話は再び昔に帰ますが右の如く元老を中心とする計画は失敗したので今は之を輿論に訴へるの外は無い。ソコで私が世に公したのが第三の陪審談である。漢語体の漫筆を改めて極て通俗に露骨に物したのである。其序文にある如く一編の辻講釈で其中の文句は大概ボカボカと阿保多羅經で声高々と読み切れるのだが其実涙を以て綴つたものである、序文にも「夫の鎖骨の觀音が蕩婦身をも現するは世の為めぢや國の為ぢや」と書いて居る。今年は丁度亥の年だが此書の出版が一週はり昔の亥の年であるか私が諸君に差入れた御託の古証文と云ふは即ち此書の事である。御承知の如く私は藩閥の片割れ

龍児として大学卒業後役人を致しましたが其当時は治外法権時代で土耳其と同じく連邦も陪審制度などが立てられたものでない。形式の憲法は有つても治外法権撤去の政略上其実專制政治を行ねばならぬ。私も圧制政治の秘術も練習致しました。歐洲の学者中立憲政治を呪ふ学者の空理空論を借り来て陪審制度の反対理由と致しました。然るに其後意外にも日清戦争で治外法権が撤去せられ日露戦争で日本も完全なる独立国となり世の中は一変し陪審制度も設立し得ることとなつたのだ。ソコで私は此迄の説を一変し却て陪審の反対論を空理空論と罵り之を攻撃する地位に立つたのであります。何分にも治外法権時代は久しきに涉つたので当時の学者政治家は概ね挙つて陪審反対論者であつたのである。私も連も天下を相手に敵とする説にも行かぬ。ソコで私の方から低題平身私の説を一変したる御託を致したのであります。此書にカウ書いてあります「天下に一人の敵をも持たぬと云ふのが冷灰の此世に處する第一義で敢て當世の学者人士を非難攻撃し以て自ら快とする者でない。或は此本旨を誤解し幾多の反対論者も出現することと思はるが空理空論に対する空理空論の御相手は御免を蒙りました。此冷灰こそ寧ろ卒先して嘗て此空理空論に浮身を窶し現世を抜かした事もある今吾の冷灰が故吾の冷灰を攻撃するのだ、醒後の冷灰が夢裏の冷灰を非難するのだ。我身で我身を責むるのぢや。ルーソーの夫とは大に其趣を異にするものの此一編の通俗談は寧ろ冷灰の懺悔録とも見らるる

のだ、先以て此冷灰が過を改むる、嘗て冷灰と共に空理空論場裏に角遂して等しく快哉を呼んだ学者の連中親友もある、先輩もある、手を握つて御詫する機会もあらう、願くば此君の為め此國の為め冷灰と共に其過を改めてよ」とあります此一句は實に心の中で泣き乍ら神明に誓ひ筆を執つて私の真心を書留めたものであります。是が十数年前の一昔私から諸君に差入れた御詫証文であります。併し此契約が果して私の命のある中に履行さるか否は頗る不明であつたので私は常に私の親友に対して後事を託して居つたのであります。が、諸君の御力に依り茲に日出度親友先輩と手を握つて御詫することが出来るに至りました。私は諸君から歓待を受くる所が漸く御詫が協つたので此上の喜びは無い、茲に手を握るどころか杯を挙げて諸君の成功を祝し陪審法の發布を祝し謹んで諸君の健康を祈る。